［略］ ［略］ ［略］	［同上］ ［同上］ ［同上］
五　六　七	四　五　六
4　前項第五号に規定する「追記情報」とは、次に掲げる事項その他の事項のうち、会計監査人の判断に関して説明を付する必要がある事項又は財務諸表の内容のうち強調する必要がある事項とする。 一　会計方針の変更 二・三　［略］	4　前項第四号に規定する「追記情報」とは、次に掲げる事項その他の事項のうち、会計監査人の判断に関して説明を付する必要がある事項又は財務諸表の内容のうち強調する必要がある事項とする。 一　正当な理由による会計方針の変更 二・三　［同上］
備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○厚生労働省令第五十五号

職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第十九条第一項、第四十四条第一項及び第四項、第四十五条第二号、第四十九条並びに第五十一条の規定に基づき、職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年三月三十一日

厚生労働大臣　後藤　茂之

職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令

職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後			
別表第五（第十一条関係） 一　一級技能士コースの短期課程の普通職業訓練の基準 1～7　（略）			
訓練科	教科	訓練時間（単位は時間とする。）	面接指導時間（単位は時間とする。）
（略）	（略）	（略）	（略）
非接触除去加工科	非接触除去加工一般 （略） （削る） （略） 次の科目のうち必要とするもの （略） ワイヤ放電加工法 レーザー加工法	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）
電気機器組立て科	（略） 次の科目のうち必要とするもの （略） （削る）	（略）	（略）

改正前			
別表第五（第十一条関係） 一　一級技能士コースの短期課程の普通職業訓練の基準 1～7　（略）			
訓練科	教科	訓練時間（単位は時間とする。）	面接指導時間（単位は時間とする。）
（略）	（略）	（略）	（略）
放電加工科	放電加工一般 （略） 材料 （略） 次の科目のうち必要とするもの （略） ワイヤ放電加工法 （新設）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）
電気機器組立て科	（略） 次の科目のうち必要とするもの （略） シーケンス制御法	（略）	（略）